

告示

埼玉県告示第千三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県坂戸市千代田一丁目一番一号

坂戸市長 石川 清

ロ 敷地の位置

埼玉県坂戸市伊豆の山町十七番一の一部

ハ 建築物の用途

地方公共団体の支庁又は支所

二 意見の聴取の期日

令和六年十二月二十七日（金）

午後一時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県坂戸市千代田一丁目一番一号

坂戸市役所 四〇二会議室